

令和5年度事業計画及び収支予算について

1 公益目的事業関係

公益1 暴力団員による不当な要求行為の被害者等に対する支援事業

(1) 相談・助言事業

暴追センターの最重要事業である被害者相談活動を積極的に行うとともに、迅速・的確な解決を図る。また、民暴弁護士無料相談を毎月第2、第4木曜日に暴追センターにおいて開設する。

(2) 民事訴訟費用の無利子貸付事業

徳島県内で発生した暴力団事務所明渡し等の訴訟及び暴力団に対する損害賠償請求等の訴訟の費用等を無利子で貸し付ける。

(3) 被害者見舞金支給事業

暴力団員による傷害事件等の被害者の入院又は治療のために見舞金制度による見舞金を給付する。

(4) 暴力団からの離脱支援事業

暴力団からの離脱相談に対しては、警察、民暴弁護士と連携して離脱指導と助言（支援）を図る。また、徳島県暴力団離脱・社会復帰支援協議会の開催、離脱者受入協賛企業の登録促進、雇用事業者の援助を行う。

(5) 少年に対する暴力団の影響排除事業

少年を暴力団から守るため、暴力団加入阻止活動、暴力団事務所への出入阻止活動、更に暴力団予備軍対策として暴力団の影響排除活動、保護者に対する指導助言、暴走族等加入阻止活動を行う。

(6) 保護対策用資機材（緊急通報装置等）の貸出事業

暴力団による危害行為を防止するため、被害者に保護対策用資機材を無料で貸出する。

(7) 暴力団事務所の使用差止請求事業

住民の委託を受けて指定暴力団事務所の使用及びこれに付随する行為の差止め請求事業を行う。

公益2 地域及び職域における暴力団員による不当要求行為の予防活動等に対する支援事業

(1) 広報啓発事業

- ア ポスター・チラシ等の作成、配布
- イ 県・市町村広報誌及び警察ミニ広報誌への投稿
- ウ 賛助会員に対する「賛助会員之章」並びに事業所に対する「暴力団排除宣言事業所」及び「暴力団排除宣言の店」のプレートの配布
- エ 機関紙等の作成、配布、センターだより「暴追とくしま」の発行

(2) 民間団体等が行う暴力排除活動に対する支援活動

地域暴排団体や職域団体が主催する総会や暴力追放大会において、組織活動を活性化させるため、不当要求防止のための各種資料、ミニのぼり等の暴力排除グッズの無償提供を行うほか、暴力追放相談委員を派遣して暴力団排除事例の紹介や講演を行わせる。その他以下の事業を行う。

- ア 暴力排除組織に対する助成活動
功労者団体及び個人の表彰
- イ 不当要求情報管理機関業務の援助
 - ① 不当要求行為防止資料の提供
 - ② 暴力団の実態等の教示
 - ③ 不当要求行為対策の教示
- ウ 企業相談の実施
企業訪問による指導助言

(3) 調査・資料収集等の事業

暴力団の動向や資金源活動の実態を把握するため、インターネットや新聞、週刊誌等の公刊物から暴力団情報を収集するほか、理事長が県下各警察管内の住民代表者を暴力追放推進委員に委嘱し、同委員に地域の暴力団等に関する情報収集と報告を依頼するなどして情報収集する。また、当センターで受けた相談事案内容からして、必要性、緊急性が高い相談者には、暴力団員の属性情報を提供する。

- ア 情報収集
 - ① 新聞等公刊物に掲載された暴力団記事の収集及び管理
 - ② 他都道府県暴力追放運動推進センターとの情報交換
 - ③ 地域住民からの暴力団等に関する意見、要望等及び風評等の収集
- イ 研究活動
 - ① 暴力団情報の分析及び管理
 - ② 効果的暴力団対策の調査及び研究

(4) 育成事業

当法人が、暴力追放相談委員として委嘱している少年指導委員や少年補導協助員に対して、研修を行う。

ア 暴力追放推進委員の定期研修会

イ 少年指導委員に対する研修

ウ 少年補導協助員に対する研修

公益3 地域および職域における暴力団員による不当要求行為の予防活動等に対する受託事業

県公安委員会の委託を受け、「不当要求防止責任者」に対し、暴力団員による不当な要求の対応要領等について「責任者講習」を行う。

「責任者講習実施規程」に従い、暴排 DVD やプレゼンテーションソフトによる視覚に訴える講習とロールプレイングによる実戦的な講習を、年間20回程度を目標に実施する。

2 財政基盤の確立

- (1) 暴迫センターの知名度・認知度を高めて賛助会員制度の周知を図るとともに、個人会員については、税額控除制度を周知して賛助会員の獲得を図る。
- (2) 会員に対するタイムリーな暴排情報を発信するとともに、各種暴排講習を実施し退会や会費未納を防止する。